

## 西予市特産品認知度向上プロジェクト業務委託仕様書

### 1 委託業務名

西予市特産品認知度向上プロジェクト業務

### 2 委託目的

西予市では、生産年齢人口の減少と市外への人口流出が課題であり、将来的な地域経済の縮小を食い止めるための対策が必要不可欠である。

本業務は、西予市が誇る特産品 PR を主業務として実施し、地域住民との共同による産品開発、メディア等を介した情報発信及び都市圏への PR を連動させることで、西予市及び西予市特産品の認知度向上と関係人口の創出を図る。また、「第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく基本目標達成へ寄与することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

### 4 事業費（委託料）

12,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

### 5 業務内容

上記2の目的を達成するため、次の内容を実施すること

#### （1）総合的な企画の立案・運営等

以下の（2）（3）（4）の内容を含んだ、総合的な企画の立案・運営、業務計画書の作成を実施すること。

なお、提案にあたり、調達する協賛金等の金額規模に応じた段階的な事業計画を提示することとし、本業務の目的に沿った客観的な成果指標を設定のうえ、事業完了後に実績報告書において記載すること。

#### （2）西予市の各資源を活用した新産品開発

飲食や製品づくりに精通した専門家や地域住民との連携により、各資源を活用したうえで、西予市の魅力を発信する新たな産品づくりを実施すること。

- ・企画の立案、業務計画書の作成

- ・西予市らしい資源を活用し、ふるさと納税の返礼品化を考慮した産品開発の実施

(3) 都市圏 PR および関係人口創出等

都市圏（東京都や大阪府等）の人流の多いエリアにおいて、PR ブースの出展やイベント等を実施し、西予市の認知向上に向けた PR や関係人口創出に寄与すること。

- ・PR ブースの出展やイベント等について、必要な設営・撤去を実施すること
- ・(2) で開発した新産品を最大限活用した PR を実施すること

(4) 上記一連におけるメディア等での情報発信

上記(2)(3)の過程を取り上げ、メディアと連携した情報発信を行うこと。

- ・チラシ、ポスター等の印刷物の制作、掲出、配布
- ・テレビやラジオ、新聞または SNS などの媒体を活用した効果的なプロモーション

(5) 協賛活動等

本業務に係る事業費については原則全額、西予市への協賛等により財源確保を行うものとし、下記の内容を実施すること。

①協賛等企画の立案

②協賛等事業の実施

③協賛等営業活動等の実施、募集、受付、報告

※協賛等金額は 12,000,000 円を目標とする。

※協賛等を集める手段や方法を提案書に明記すること。また、協賛等の確保額に応じた事業規模の提案も行うこと。

※協賛者等の露出や紹介を事業に含む場合、本事業が市の施策であることを踏まえ、市の公共性及び中立性を担保すること。

※紹介方法は、あくまで本事業への協賛・後援を基本とし、特定企業の個別商品やサービスの過度な販促活動とみなされる提案は行わないこと。

※過去に西予市への協賛・寄附等の実績がある企業については、協賛等営業活動の対象外とする。

(6) 業務実施時期

5(3)及び(4)の業務においては年内を目途に実施することとし、同時期に併せて協賛活動等の目標額を確定させることとする。

## 6 委託料の支払い

委託料の上限額は、受託者が確保した協賛等の額に応じて決定した事業規模の額とする。

また、委託者の判断により、受託者と協議のうえで、業務の一部または全部を実施しないことがある。その際は、双方協議のうえ、その出来高に基づいて支払額を決めるものとする。

## 7 協賛金等の取扱

本事業において集まった協賛金等は市の歳入とする。目標額を越える額の協賛金等がある場合、当該超過分については、次年度以降の西予市の地方創生等に関連する事業を展開するための予算として取り扱うものとする若しくは、双方協議のうえ追加提案による事業費増額を認める場合がある。

## 8 留意事項

### (1) 一般事項

- ①委託料には、業務を実施するにあたり必要となる費用すべてを含むこととする。
- ②業務の遂行状況について、随時報告を行うこと。
- ③業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- ④委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、本業務で知り得た機密及び個人情報等は他に漏らしてはならない。

### (2) 業務体制

- ①あらかじめ西予市と調整したスケジュールで行うこと。
- ②事業実施にあたっては、委託業務を総括し、西予市からの指示を受ける窓口として責任者を置き、西予市及び関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

### (3) 著作権等

- ①委託業務に係る企画提案書、計画書及び報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて西予市に帰属する。ただし、企画提案書、計画書及び報告書等に第三者の著作権及び肖像権等が含まれる場合はこの限りでない。
- ②第三者（事務所）が権利を有している映像、画像等を使用する場合は、必要となる一切の手続き及び使用料が発生する場合はその負担についても受託者が行うこと。
- ③甲乙間で定めた使用方法や使用期間等の範囲内で映像や画像等を使用し

た場合で、著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、西予市は責任を負わない。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して定める。